

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年1月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20210106	いわて平泉農業協同組合 (法人番号 2400505000700) 代表者佐藤 勉一	岩手県一関市竹山町7番1号	本店営業所	岩手県一関市千厩町千厩字下駒場279番地2	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年7月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼の実施事項義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(4)運行管理規定の制定違反(安全規則第21条第2項)	1	1
20210114	有限会社トレンビューロジスティックス (法人番号 9380002020652) 代表者桑原秀治	福島県郡山市安積町日出山1丁目145番地	本社営業所	福島県郡山市安積町日出山1丁目145番地	輸送施設の使用停止(170日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年7月8日及び14日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反[一運行の勤務時間](安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項[不実記載]義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録[不実記録]義務違反(安全規則第9条)、(7)運行指示書による指示義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	17	17
20210114	有限会社小山運送 (法人番号 5380002019806) 代表者小山茂樹	福島県須賀川市横山町15番地3	本社営業所	福島県須賀川市横山町15番地3	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年11月26日及び令和3年1月6日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20210121	株式会社ネット (法人番号 4420001006371) 代表者竹田直則	青森県八戸市下長8丁目1番9号	本社営業所	青森県八戸市下長8丁目1-14	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年9月28日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20210127	株式会社丸正興運 (法人番号 4400601000602) 代表者郷右近文	岩手県奥州市前沢字太郎ヶ沢83番地46	本社営業所	岩手県奥州市前沢字太郎ヶ沢83番地46	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年9月28日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

*事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。